

椎葉村ふるさと納税振興事業プロポーザル募集要項

椎葉村では、平成20年度よりふるさと応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の受付を開始、平成27年度にはポータルサイトの開設を行い、村の知名度向上及び魅力発信に取り組んでいます。

本村のふるさと納税に寄せられる寄附件数が増加傾向にあることから、業務の効率化及び返礼品等の内容充実を通じて、ふるさと納税制度を活用した地場産業の振興や地域経済の活性化を図ることを目的に、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するため必要な事項を定めるものです。

本事業の実施にあたり、魅力的かつ効果的なふるさと納税制度の活用のため、企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

事業名：椎葉村ふるさと納税振興事業

事業内容等：別紙「椎葉村ふるさと納税振興事業仕様書」のとおり

事業期間：令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間

※事業の引き継ぎ期間を協議の上設けるものとする。

事業費の上限：寄附金額の6%（消費税及び地方消費税を加えた金額を含む）

※事業金額は、予算の範囲内で定めるものとする。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申し立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等を講じていること。
- (6) 椎葉村内に営業所があること。

2 提案に係る提出書類

(1)

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（任意様式）
- ④ 本業務に係る実施体制（様式第5号）
- ⑤ 会社概要（任意様式）

(2)

- ① 受付期間 令和2年3月16日～令和2年3月26日の17時まで必着
- ② 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- ③ 提出方法
椎葉村役場地域振興課へ持参又は郵送により提出してください。
なお、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください。

④ 提出先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1

椎葉村役場 地域振興課 ふるさと納税担当 宛

TEL 0982-67-3203 令和2年3月26日（木） 17時迄

(3) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。

3 プロポーザルの手続き等

実施内容	日時
公募開始	令和2年3月16日
募集要項等に対する質問受付期限	令和2年3月23日 12時迄
参加申込、提案書提出期限	令和2年3月26日 17時迄
プレゼンテーション	令和2年3月30日
審査結果通知	令和2年4月6日
運用開始	令和2年5月1日

(1) 募集要項等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和2年3月16日(月)～令和2年3月23日(月)の12時迄
- ② 提出方法 質問書(様式4)を下記アドレスまでにファイルを添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

送付先電子メールアドレス：shiibavill-furuzei@vill.shiiba.miyazaki.jp

電子メールの件名に「【質問】椎葉村ふるさと納税振興事業」と記載してください。

※提出後は、後期の提案書提出先に確認の電話をしてください。

- ③ 回答 質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、質問受付期間終了後に椎葉村ホームページにて公開します。

(2) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までに他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出は出来ません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、椎葉村が選定した「椎葉村ふるさと納税振興事業プロポーザル評価会議」(以下、「評価会議」という。)が行います。なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

(1) 開催日時 令和2年3月30日(月)10時開始

(2) 開催場所 椎葉村役場 3階中会議室

(3) 企画提案の所要時間(予定)

① プレゼンテーション 20分程度

② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

① 開催日時および開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。

② プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。

③ プロジェクターはこちらで準備したものを使用してください。

④ プレゼンテーション参加者は他の企画提案を傍聴することは出来ません。

⑤ 指定時間に遅れた場合は評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

椎葉村は、基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

提案者が1者のみの場合にあっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知します。

第4 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたり関連する法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、村と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

4 立入検査等

椎葉村は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う事が出来るものとします。

第5 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、椎葉村は事業の終了ができます。この場合、椎葉村に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、椎葉村受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより事業を終了できるものとします。

なお、事業期間終了若しくは認定の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第6 問い合わせ先及び書類提出先

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762-1

椎葉村役場 地域振興課 ふるさと納税担当 宛

TEL 0982-67-3203